

下呂市告示第 36 号

市道の供用開始に関する告示

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、市道を次のように供用開始する。

その関係図面は令和元年 8 月 22 日から 2 週間、別表の個所において一般の縦覧に供する。

令和元年 8 月 22 日

下呂市長 服部 秀洋

別表

縦覧個所	閲覧時間	備考
下呂市役所 下呂総合庁舎内 建設部 土木課	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 但し、土日祭日除く	

記

番号	路線名	起 点 終 点	供用開始の期日
1	大島 1 号支線	下呂市小坂町大島字上見 1346 番地先から 下呂市小坂町大島字湯ノ平 2125 番地先まで	令和元年 8 月 22 日
2	大島 1 号線	下呂市小坂町大島字塚中 1800 番 5 地先から 下呂市小坂町大島字上見 1346 番地先まで	令和元年 8 月 22 日
3	ジャリゾレ線	下呂市馬瀬川上字アラヤ 539 番 1 地先から 下呂市馬瀬川上字アラヤ 542 番 16 地先まで	令和元年 8 月 22 日
4	アラヤ線	下呂市馬瀬川上字アラヤ 542 番 16 地先まで下 呂市馬瀬川上字小屋垣内 395 番地先まで	令和元年 8 月 22 日